信 綱 會 会 則

第一章　名称及び事務所

第１条　本会は、信綱會と称する。

第２条　本会の事務所を会長宅に置く。

第二章　目的及び事業

第３条　本会は、川越祭り実施に当たり旭町三丁目『信綱の山車』の安全な運行と、その保全にあたり。川越祭りを通じ会員相互の親睦を図ることを目的とする。また、旭町三丁目の発展と青少年の健全な育成、更には、世代間の交流を促進し川越祭りの伝統文化が永劫にわたり継承されうる為に取り組む。

第４条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１．川越祭りの実施計画に対する理事会の開催

２．会費の把握及び会員に対する連絡調整

３．子供会育成会との交流による安全性の指導奨励

４．他町内との連携・連絡・調整

５．その他本会の目的を達成するに必要な事項

第三章　会　　員

第５条　本会は旭町三丁目地縁者を対象に、前条の目的及び事業に賛同する任意の者をもって会員とする。尚、入会の希望があった場合、本会理事会で協議の上、理事会満場一致をもって入会を認める。また、除名については公序良俗に照らし、著しくそれを逸脱した者を理事会の承認で行う。

第四章　加入及び脱退

第６条　本会に加入する者は定められた会費を納入する。

第７条　会費は年額 5,000 円とし、毎年４月末日までに遅滞無く納入する。会費納入なき場合は脱会したものとみなす。

第五章　役　　員

第８条　本会に次の役員を置く。

会長１名、副会長２名、常任理事若干名、理事若干名、会計長１名、会計補１名、監事２名、事務長１名

第９条　本会の役員選出は次のとおりとする。

会長以下全ての役員は理事会で選出する。

第１０条　役員の任務は次のとおりとする。

１．会長は、本会を代表して会務を総理する。

２．副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

３．常任理事は各種議案に対しての審議にあたる。

４．理事は、会長の命を受け会務を執行する。

５．会計長は、本会の出納経理財務の執行にあたる。
６．会計補は会計長を補佐する。
７．監事は会計を監査する。
８．事務長は本会の事務執行にあたる。

第１１条　本会に顧問、参与を置くことができる。顧問及び参与は理事会の承認を得て当該年度信綱会会長が委嘱する。尚、顧問は、旭町三丁目自治会長があたる。

第１２条　本会内に必要により、各種委員会を設置できる。但し、委員会はその目的を達成した時点で、解散するものとする。

第１３条　役員の任期は次のとおりとする。
１．役員の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。
２．補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六章　会　議

第１４条　本会の会議は次の通りとする。
１．総会は会長が招集する。総会では予算承認・事業計画を審議する。
２．理事会は会長が招集する。尚、原則毎月第一土曜日に月例理事会として開催する。
３．臨時理事会は会長が必要と認めたときに開くことができる。
４．総会とは、本会会員総てで構成する。
５．理事会とは、会長、副会長、常任理事、理事、会計長、会計補、監事、事務長で構成し、必要により顧問、参与を招へい、諮問することとする。

第１５条　拡大全体会は、事業実施にあたり関係する機関の代表をもって構成する。

第１６条　理事会の任務権限は次のとおりとする。
１．予算の審議及び決算の承認
２．事業の審議及び承認
３．役員の選出
４．会則の変更
５．その他の重要な事項

第１７条　各会議の議決は過半数で成立とする。

第七章　会　計

第１８条　本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第１９条　納入した会費は理由の如何を問わず返納しない。

第２０条　川越祭りの執行及び山車改修繕費、什器備品購入等の経費出動には理事会の承認を得て、これを決定する。

第２１条　本会には一般会計と特別会計を設けることができる。

第２２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり３月３１日に終わる。

第八章　付　則

本会の会則執行上必要な細則は理事会が定める。

本会則は、平成２３年４月１日から施行する。